

2020年3月18日

文部科学大臣 萩生田光一様

全日本教職員組合（全教）

中央執行委員長 小畑雅子

新型コロナウイルス感染症対策にかかわる一律休校に関する緊急要請書

2月27日、安倍首相は、新型コロナウイルス感染症対策として、「全国のすべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休校をおこなうよう要請」と発言し、これを受け、文部科学省は2月28日付けで「3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法にもとづく臨時休業を行う」ことを求める事務次官通知を発出しました。

政府・文科省は、新型コロナウイルス感染症対策にともない生じる課題について学校現場がすみやかに対応できるよう、子どものいのちと健康を守ることを最優先にした専門家・教育関係者の英知を集め、各学校や教育委員会の実状や要望を把握し、必要な財政支援等の緊急措置をとることが必要です。とりわけ学童保育の体制を強化することや障害のある子どもの居場所の確保が強く求められています。子どもたちが安心してすごせる居場所の確保など社会全体で子どもたちの安全を確保することは急務です。

また、今後、休校する期間などを含む新型コロナウイルス感染症対策については、各学校や教育委員会が、児童生徒や地域の実態を踏まえ、主体的に検討し判断することが求められます。

私たちは、国の責任で、十分な財政措置をとり、早急な検査体制やだれもが気軽に相談できる体制を確立し、すべての子どもたちのいのちと健康・安全を確保することを求めます。

以上の観点から、下記の点を緊急に要請します。

記

1. 今後の新型コロナウイルス感染症対策に関わる休校する期間の設定や再開の見通しなどについては、各学校の設置者が、専門家の知見を得て、児童生徒や地域の実態を踏まえ、主体的に検討し判断するものであることを明らかにし、そうした対応が可能となるよう文科省として必要な情報提供や支援を行うこと。
2. 休校期間中の子どもたちの居場所確保や安全確保にあたっては、保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立するため、社会教育施設の利活用を含め、必要な措置をとること。とりわけ、幼稚園児、小学校低学年児童、特別支援学校・学級の児童生徒の居場所や安全の確保について、各地域や学校の実状を把握し、それに応じた対策を緊急に検討す

ること。

3. 休校期間中に学校で子どもたちを預かる対応をとる場合や行事などにより登校する場合において、すべての子どもと教職員に必要なマスクや消毒液等の配備ができるようにするなど緊急に条件整備のための対応をすること。
4. 休校措置により計画された授業時数が確保できない場合でも、次年度において標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はなく、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。
5. 2020年度全国学力・学習状況調査は中止すること。
6. 教職員の雇用とサービスに関し、下記の点を指導すること。
 - ① 妊婦中の教職員やリスクのある持病を抱えた教職員については、在宅勤務を可能にするなどの対策を検討すること。また、在宅勤務の扱いができない場合は、特別休暇を認めること。
 - ② 時差出勤を可能とすること。
 - ③ 臨時・非常勤教職員について、身分・賃金を保障すること。

以上